

障害福祉計画について

基本指針について

- 基本指針は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。(平成18年6月26日告示、平成19年3月30日・平成21年1月8日・平成21年3月30日改正)
- 障害福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成

<p>(市町村障害福祉計画) … 第88条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策 ○地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等 <p>(都道府県障害福祉計画) … 第89条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策 ○区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項 ○各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数 ○障害者支援施設の障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項 ○地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等 	<p>障害者自立支援法</p>
---	------------------------

計画期間について

18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度

第1期計画期間

第2期計画期間

第3期計画期間

第3期障害福祉計画の考え方

【1 基本理念等】

- ① 現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。
- ② 計画期間
平成24年度から平成26年度までの3年間とする。
ただし、障害者総合福祉法(仮称)の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。
- ③ 児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務は無く、任意であるが、各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

【2 数値目標の設定方法】

- (1) 現行の数値目標については、別紙1のとおり。
実績については、別紙2-1・2-2のとおり。(就労に関する都道府県別実績は追ってお示しする。)
- (2) 考え方(詳細は別紙3のとおり)
(I) 下記の施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項目	基準時点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる数値とその考え方		備考
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上	H22.10.1現在の実績 16.6%(5年間) →1年間:3.3% 3.3%×9.5(H17.10月~ H27.3月)≒30%	※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
入所者の削減数			1割以上減	現目標:7%(6年間) ⇒第3期計画分:3%(3年間)	